

第 10 回 施設・研修等分科会

内 閣 府

第 10 回 施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 10 月 1 日（月）13:00 ～ 15:36

場 所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1．（独）農林水産消費安全技術センターの業務に関するヒアリング
- 2．（独）種苗管理センターの業務に関するヒアリング
- 3．（独）家畜改良センターの業務に関するヒアリング

((独) 農林水産消費安全技術センター関係者入室)

小幡主査 それでは、本日は御苦勞様です。ただいまから第 10 回「施設・研修等分科会」を始めたいと思います。

第 5 回の「施設・研修等分科会」において決定したとおりですが、独立行政法人の業務に関する市場化テストの議論ですから対象法人が多いため、各委員に担当いただく府省を割り振りヒアリングを進めていくことにしております。

本日は、農林水産省関係の独立行政法人からのヒアリングということで、私小幡と内山専門委員が担当となっておりますので、先日の決定のとおり私の方で議事を進めさせていただくことといたします。よろしくお願ひいたします。

小風課長 よろしくお願ひいたします。

小幡主査 それでは、本日の議題ですが、まず 1 つ目が、農林水産消費安全技術センターのうち、検査・検定業務、具体的には肥料及び土壌改良資材関係事業、農薬関係事業、飼料及び飼料添加物関係事業、食品等関係事業でございます。2 つ目が、種苗管理センターのうち、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査でございます。3 番目が、家畜改良センターのうち、種畜検査、種苗検査に関して、それぞれからヒアリングを行う予定であります。

それでは、まず初めに、農林水産消費安全技術センターの業務に関しまして、本日は農林水産省消費・安全局総務課の小風課長から御説明をお願いいたしたいと思います。時間としては 15 分ぐらいでお願いできればと思います。その後 40 分ぐらいの質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。では、説明お願ひいたします。

小風課長 今、御紹介ありました消費・安全局総務課の課長の小風でございます。よろしくお願ひいたします。

資料をお配りしておりますが、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの検査・検定業務に係る官民競争入札等の検討について」という資料でございます。資料をおめくりいただきまして、「センターの概要」というところと、その次に色の紙をつけておりますので、その横の色紙の方でちょっと見ていただきたいんですが、今、御紹介ありましたように消費安全技術センター、これは独法で今年の 4 月に今まで 3 つの法人でやっていた業務が統合されたものです。業務の中身としては、肥料の登録、肥料、土壌改良資材の立入検査、あるいは農薬に関する登録検査、立入検査、それから飼料、餌ですけれども、その安全性に関する検査・検定、立入検査、それから食品の表示に関する監視業務というものを主に、4 つの業務をやっております。

ここに書いてございますけれども、農林水産省の中の消費・安全局というのは、生産から流通、消費に係る、その全体の一連の段階、過程における食品の安全性を確保しているということを業務としておりまして、それに対応した一連の法令によります検査業務、これを実際の検査・検定なり立入業務について、このセンターに担っていただいているということでもあります。

今まで3つの法人でやっていたんですけれども、それぞれ農薬なり餌なりということもやっていたわけですが、それぞれの分析業務をいろいろやっておりました。例えば下の四角の一番左にありますけれども、製造段階でも、肥料に重金属、例えば汚泥肥料、排水から出てくる汚泥を原料とした肥料をつくっていると、こういうものについては、できた肥料の製品の安全性について検査しております。例えば重金属、水銀であるとかカドミウムであるとか、こういうものが出てきている場合には、そういうものが入っていないようにということを検査していたり、戦略的に対応しております。

あるいは餌の段階でも、どういう段階かわからないけれども、例えば養殖用の餌に有害物質が入っていたという情報が入っておりまして、それがどの段階で入ってきたのか。去年の秋では、マラカイトグリーンという物質がどこかの段階で中国の魚粉を原料とする養殖用の餌に入り込んでしまったという情報が入りまして、どこの段階で入ってきたのかということはこのセンターが中心になり緊急調査を農林省と一体となって実施し、どの段階で入ってきたか、どこの段階までさかのぼるかということも分析をしていただいております。

それから、そういうような検査・検定能力を向上するためには、遺伝子組換え大豆、こういうものについてもDNA分析に基づく分析方法、こういうものを、実際の機器なり、それを操作できる、分析できる人材を養成しなくてはならないわけですが、これも一定の国際標準である認証、認定を、日本で初めてですが、取得するとか、あるいは職員の検査能力の向上というものができております。

それから、「緊急時には総力を結集」とありますけれども、今年の6月にミートホープの牛挽き肉の偽装表示というのがあったわけですが、こういうものも製品の遺伝子分析（PCR法）を組み合わせる、あるいはタンパク質の分析も組み合わせた方法で緊急に調査して、食品メーカーの製品についても、牛肉コロッケと書いてあるものを緊急に100点以上集めまして、これを分析した。こういうものの結果もすぐさま農林省と一体となり分析したものを結果を公表したり、JAS法の取り締まりについてもその成果を活用したということもやっております。

そのほかについて、実際の肥料なり、関係の登録業務がどういうものであるかという流れを若干御説明したいと思います。資料の5ページにございます。実際に肥料関係では、例えば生産者、先ほど申しましたような汚泥等の廃棄物から肥料をつくるか、あるいは畜産の糞尿からつくるか、いろんなやり方がありますけれども、こういうような製造業者がいろいろございます。例えば産廃業者がやっているというものもありますけれども、こういうものが肥料を製造したいと。ただ、そういうものがいろいろ生産段階、農作物の段階を通じて最終的には食品というものになっていきますので、有害なものが入らないようにということで、登録というものをしておるわけです。それが農林水産省に申請がまいります。実際には先ほど申しましたような分析、鑑定、検査というものをこのセンターがやっております。

その段階では、先ほど申し上げたような専門的な分析に関する知見が必要ですし、そこに書いてありますけれども、実際に例えば去年の夏には群馬県の汚泥肥料からつくる工場ではカドミウムが基準値以上のものが検出された。こういうものがどこの川下に流れて、流通段階で流れていかないようすぐに農林省が回収命令を出す、それについて収去をする、立入検査をするということもこのセンターがやっております。

同じようなことが、例えば水銀についても埼玉県汚泥肥料をつくっているところからも発生いたしまして、これは去年の秋ですけれども、そんなところにも立入検査というのがセンターが入っているというのがございます。この段階ではやはり一定の公権力の行使ということで、収去・集取というものも、立ち入った場合に必要な場合にはそういうものもセンターが行えることになっております。

それから、農薬関係では、6ページに図がございますけれども、農薬関係の登録業務と、その写真のところがございますけれども、毒性、あるいは残留性、環境への影響、あるいは農薬の効き目、薬効、あるいは薬害と、こういうものを農薬の登録には審査をする必要があるわけですが、机の上に並べてありますような膨大なバックデータというものが提出されます。こういうものについても、農林水産省本省が直接これをやるというわけにはなかなかまいりませんので、分析に関してはこのセンターが確認をしているということで、検査の指示を出しまして、検査結果についてはセンターから農林省の方に報告がございません。

農薬では、一つの農薬を開発するには例えば50億円とか60億円とかの開発費がかかるということもございますので、各メーカーにとってはいろいろ企業秘密も含む農薬の試験成績というものも同時に提出されているわけです。企業間の中では、例えば申請に当たった文書を情報公開しろというような申請が農林省の方によく来たりして、あるいは情報公開に対する訴訟というものもありますけれども、そういうような請求も実際には来ておりますが、企業秘密に属するものは情報開示できないということで対応しております。実際にそういうもので必要な場合には立入検査というのが農薬の製造事業場にも入っているということがございます。

昨年からは農薬に関しては、食品衛生法に基づくポジティブ・リスト制度が導入され、農薬等の食品中への一定量以上の残留を原則禁止することに制度が改正になりまして、国際的な調和ということも取りつつ、そういう基準というものを設定しながら変わる制度がやってきておりますが、単体の農薬の規制だけではなくて、そのポジティブ・リスト制度が導入されたのに伴い新たな問題が出てきております。

例えば去年の秋では、淡水等をつくるシジミですけれども、勿論シジミに農薬を使うということはないんですけれども、上流の水田に使われている農薬がいろんな経路でシジミに入ってしまった。こういうものについても、どういう段階で入ってきたのかということも分析をし、そういうものは一体どういう農薬を押さえたいかということもこのセンターの協力を得ながら対応してきております。必要なデータについては、センターが分析

をした結果を農林省に提出してもらい、農林水産省から厚生労働省に提出するというのもやってきております。

次に、飼料関係のものですけれども、7ページにございますが、餌関係では輸入した穀物というものが多くの配合飼料の原料となっていてきておりますが、こういうものについて、輸入業者、あるいは輸入した穀物などを原料に国内で配合飼料をつくるわけですけれども、こういうものについても安全性が確認できるかということを検査しております。それについては立入検査し、先ほど申し上げましたような養殖用の餌にマラカイトグリーン、こういうものも入っていないかということも、そういう情報があればすぐに立入検査をしてもらう、あるいは通常の穀物なり配合飼料についても、残留農薬がないか、あるいはカビ毒があるかないかということ、あるいは製造施設についての検査というものをやってきております。当然ながら家畜に関しては、例えば牛由来のものが入り込んでいけば、これはまたBSEの問題にも波及しますので、そういうものについても入ってこないようにということも同時に検査してきております。

それから、8ページのところで食品の検査ということでありましてけれども、食品の表示に関して、原料、原産地、こういうものを表示する、あるいは遺伝子組換え食品が入っていないかどうかということ、一定の品目については表示する義務が課せられているわけですけれども、こういうものに対して、食品製造業者、あるいは小売業者に対しても、このセンターが立ち入り、適正な品質表示というものがされているかということを検査する権限が与えられております。

先ほど申し上げたような牛ミンチのミートホープの事案であるとかいうものも立入検査をする、それをDNA分析をして、実際に牛肉が使われているのか、あるいは牛肉コロッケと書かれていながら鶏肉なり豚肉が入っていないかということも実際にはここが分析をし、農林省と一緒にその結果を発表し、必要があれば農林省が更にJAS法の発動をするということまで一体にやってきております。

9ページはJASの登録認定機関に関する調査でございます。JAS法に関して、一定の規格基準に合うものについてはJASマークを使えることになっているわけですが、これについてはJAS法の方でも、直接登録認定機関ではなくて、認定事業者、実際の各食品メーカーの工場が一定の基準に達していればJASマークを付けることができるわけですけれども、それを認定する登録認定機関、あるいはその食品メーカーの個別の工場である認定事業者に立入検査をし、それがちゃんとしたものか生産工程なりを検査しまして確認しております。

そこに写真がございますけれども、例えば有機JASという表示がされる場合には、そのほ場の方でも本当にできているかということの確認のための生産現場での現地調査、あるいは市販されているJAS製品の分析検査ということもやっております。同時に消費者から情報提供がございまして、食品表示110番とありますけれども、このJASマークがおかしいのではないかという疑義情報もセンターに提供される、あるいは農林省にも提供

されることがございますので、そういうときにはセンターが調査に行くということもしております。そういうことによりましてJASマークの信頼の確保による食に対する信頼性の確保を図ってきているわけでありませう。

それから、官民競争入札の御提案についての考え方を整理したのが11ページからでございます。肥料、農薬、飼料、あるいは食品表示に関するところもほぼ共通でございますけれども、今まで御説明しましたように、肥料について見てみますと、副産物であるとか汚泥などの廃棄物、こういうものを混合物と製造されるということがありまして、品質、原材料がいろいろな場合がある。それから、先ほど申しましたカドミウムであるとか水銀であるとか、こういうような有害成分を含む恐れがあるということもございませうので、いろいろ検査をしております。

そういうような肥料登録という前段階となる行政処分の根拠、権力性を有するものの申請、調査というものをやっております。あるいはその企業の秘密に属します原材料、配分割合、製造工程という情報を取り扱うということもございませう。それから、先ほど申し上げましたような予期しないような有害成分を含む恐れがあり、あるいは通常想定できないような測定値を示した場合には、提出された資料以外にも、ほかの有害微生物、重金属などを含む可能性がないかどうかということも含めた分析鑑定、あるいは実際の栽培試験、作物にその肥料を施肥しまして栽培試験をする、そういうこともやっておりますので、あらかじめ分析項目、点数というものを計画的にどこまでできるかということもございませう。それから、そういう業務を行っておりますので、公正性、公平性について疑念を抱かれることがないような一定の申請者からの隔離というものも必要かと考えております。

また、立入検査では、違反品、あるいはそのような情報が寄せられた場合、あるいは情報を把握した場合には直ちに回収をかける、あるいは流通をストップするということの迅速性も要求されますし、販売禁止、回収ということになりますと、大きな公権力の行使、その前提となりますので、立入検査に当たりましては被験者からの隔離、緊急に対応するということがございませう。

そのように、対象項目なり検査項目の追加なども常に弾力的に判断しながら、農林水産省と連携を取りまして実施していく必要がございませう。当然ながら情報も漏洩しますと、どこに立入検査をしているか、あるいはどここのものを分析しているのか、どここの工場のもを分析しているのかということも、その情報が漏れないということも必要でございませう。そういうことを考えますれば、検査対象事業者等を含めた、入札となると公募をかけなくてはいけないこととなりますので、なかなかその入札を実施することは困難ではないかなと考えております。

それから、5の方は、特定独法ということと、かつては国の機関としてこれらの業務をやってきたわけですが、これが独立行政法人に移行した後も立入検査、あるいは立ち入りを拒否されたということも、肥料、飼料、食品に関しても、いろいろそういう事案がございませう。特に先ほど申し上げましたBSEの関係では、牛由来の原料が入った餌、

これが入ってくると、今、BSE対策いろいろやっておりますけれども、そういうものを確認したいと製造工程にお願いしたときにも、独法であるということで立ち入り拒否をされたことがございましたけれども、特定独法であることを御説明いたしまして検査を再開することが可能になったということもございます。

あるいは今年の牛ミンチの事案でも、例えば製造工程の配合の原材料ですね、配合の割合、どのような原材料を使っていますかということを確認を求めたときにも、その配合の欄は社外秘であるから協力はできないということも立入検査の場合にも、牛の挽き肉の加工品ですけれども、その調査に入りましたときも、実際にそういうのも最近起こっております。その後、特定独法であるということを説明し、調査を再開することができましたが、センターの職員がこのような権限を与えられているわけですけれども、実際の食の安全、消費者の信頼確保を図るために、現場に入りますと、そういうことも起こっております。そういうこともございますので、引き続き特定独法のような形で信頼性を確保していくことが必要ではないか。

それから、なお書きにちょっと書いてありますけれども、米国、英国などの諸外国においても、このような業務は公的な機関が実施してきているということも考える必要があるのではないかと考えております。

農薬に関しても、先ほど御説明しましたが、特に実際の農薬のメーカーの中では、かなり企業秘密といって、実際そのような争いをやっているところもございます。

ほか、飼料、表示についても、今、御説明しましたような事案でも、このようなセンターと農林水産省の実際の法令の方を、この検査・検定業務を協力しながら実施してきているところでございます。

概略ですけれども、御説明申し上げました。

小幡主査 説明ありがとうございました。3法人が統合なされたこともあって、いろいろ業務がさまざまですので説明も大変かと思いますが、それでは、ただいまの説明の事項につきまして質疑を行いたいと思います。2時ぐらいまでには終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。どうぞ。

内山専門委員 基本的に官民競争入札ができないというお話だったわけですが、我々としてももうちょっと確認しなくてはならない点がございまして、まず、民間事業者との隔離が必要であるとか、秘密の保持が必要ということをおっしゃっている。これは実はどの法人、どの省庁も大体おっしゃられることなんです、御存じだと思いますが、この市場化テストの法律、公共サービス改革法では、市場化テストで官民競争入札を受けた事業者についてはみなし公務員にしておりますので、御存じのとおり、秘密の漏洩とか盗用については刑事罰がかかることになっておりますので、これについてはむしろ普通の民間委託よりもはるかに強力な秘密に関しては保持できる規定がある。これについては是非とも理解していただきたい。そうしますと、秘密保持が必要であるという点についてはすぐには納得しがたいということがございます。まず、それが第1点。

第2点といたしまして、非常に専門的な知識が必要ということなのですが、実施要項というのを官民競争入札のときにつくるわけですが、このときにどのようなサービスを提供できる事業者でなくてはならないかというような、サービスの質などについても明確に書けるわけです。そこで明確に、これこれこういう専門性がない事業者はだめだよということと言えますので、その点についても、そこで十分に縛りをかけることができるのではないかと思います。とりあえずその2点です。

小幡主査 はい、どうぞ。

小風課長 勿論法律上みなし公務員になり、それに対する秘密保持に対する刑事罰というのも承知しております。ただ、実際先ほど申し上げたような、例えば農薬であれば農薬について、このような登録業務について検査をやるところがございますかといえば、逆に言えば申請者、農薬の登録を申請してくる申請者と関係のある企業なりとか、あるいは特定の物質、先ほど申し上げたような敵対するところもある同業のところ、いろいろな情報をただでさえ欲しいということを争っているのが現実で、我々は訴訟、裁判も抱えているわけですが、このような中でやれば、多分そういうような方々が手を挙げてくるだろうということも、関係する方が予想されますので、確かにそのような刑事罰なりみなし公務員規定というのはかかるにしても、そういう危険性は非常に高いのかなと考えております。勿論制度として、仕組みとして、そういうような刑法上の規定があるということもわかります。ただ、現実の段階でやってみたら、多分そのような関係した方々が多く手を挙げてきて、そういうような方々を排除することをまた考えなくてはいけないというか、そんなことが当然予想されるのではないかなと考えております。

小幡主査 受け皿の問題はまた議論したいと思うのですが、私の方でも、法律が今、手元になかったものですから、さまざまな法律に基づいての登録、検査、立入検査ということで、やや細かいことですが、公権力の行使との関係でお伺いしておきたいのです。まず、御説明いただいた5ページは、これが肥料の方ですよ。これは肥料取締法ですか。この登録というものの自身は農水省本体がなさるのですか。

小風課長 登録申請の受理はですね。

小幡主査 申請を受理するのも農林水産省がなさって、そして実際に申請に対して登録を出すのも農林水産省ですか。

小風課長 登録証の交付も農林水産省からですね。

小幡主査 ということは、この独法がやっていることというのは、農水省が受け取ったもの、申請書類を渡して、これについて登録させてよいかどうかについて審査をしてくださいということが独法に対して命じられると、そういう理解でよろしいですか。

小風課長 この白い矢印がありますけれども、調査の指示というのが農林省から独法に対して出されるわけですね。

小幡主査 これはすべてについて必ず出すのですか。つまり、登録申請は沢山上がってきますね。ものによってはここに出さないものもありますか。

小風課長 実際はほとんどすべてですね。

小幡主査 そうすると、すべて出されて、ここの独法で調査をすると、その結果を農水省本省に戻すということになりますね。

小風課長 調査結果の報告は独法から白い矢印、今度は下にありますが、はいそうです。

小幡主査 当該申請者に対しては、独法ではなくて農水省さんの方から登録が行くか、あるいは拒否か、どちらかが行くということですね。

小風課長 はい、登録、交付というのがありますけれども、農林省から出す。

小幡主査 そうすると、要するに行政処分は一切直接的にはこの独法は行っていないということによろしいですね。

小風課長 申請者に対してはですね。

小幡主査 そうですね。そうすると、あとは農水省の御判断として、自分のところで審査するのは人もいないか、事情はわかりませんが、そういう審査について依頼するということになっている、そういう仕組みでよろしいですか。

小風課長 はい。

小幡主査 他方、こちらの立入検査という方は、これは直接独法が立入検査に行くということですね。

小風課長 はい。

小幡主査 この立入検査というのは、農水省本省から立入検査の指示があったものについてやるのでしょうか。私、政独委にいたときに一回伺ったことがあるのですが、そのときの記憶では、自分で選んでもやるということをおっしゃっていたような気がしましたが、そうですか。それとも指示だけですか。

小風課長 農林省からここの工場に、対象になるところですね、ここに入ってくれ、入りなさいという指示を出して、それに基づいて。

小幡主査 それに基づいてこの独法がやる、それ以外はないということですね。すべて指示に基づくものという理解でよろしいですね。これは法律に書いてあるわけですね。

小風課長 はい。19ページに抜粋ですけれども、法律を付けてあります。

小幡主査 はい。ここはセンターにということで、直接センターと書いてあるということですね。

小風課長 条文上、センターというのが書かれています。

小幡主査 条文上は両方センターと書いてあるので、そうすると、これは微妙なところなのですが、立入検査については直接相手方に対して実力行使という形で、一種の公権力の行使をやっていると思うのです。他方、登録検査の方は、どのように見るかというのは難しいところで、仕切りとしては行政処分ではない、行政処分をするに当たって調査させているという見方をすることができると思うのです。

ただ、いずれにしても仮に公権力の行使とこれを見たとしても、御存じだと思いますけれども、公共サービス改革法の中には、公権力の行使と関わりのない普通のサービスにつ

いて官民競争入札でやるというものと、もう一つ大きなものとして特定公共サービスということで、法律上ここができるというふうに授權されている公権力の行使についても官民競争入札という、公共サービス改革法という制度を使えば市場化テストができるという、特別の、横断的な条文を置いていますので、いわばさまざまな法律に対して、このツールを使えばできるという穴を開けていると、そういうことになっております。そうなりますと、これが公権力の行使であるからできないという、少なくともそのような理由付けは法律上はクリアされてしまっているのです、それ自身については実は根拠がないということになるのですね。

その上で、私の見たところ、直接相手方に行っていない申請に対する、いわゆる調査ですね。行政法的に言うとおそらく処分をするための調査ということになると思うのです。つまり、登録という処分をする際の調査ですね。これは直接的な公権力の行使、処分ではないので、いわばどこがやっても構わないと言わざるを得ない領域になるのです。法律的な仕切りで言うならばですが。

公正さということを言われたのですが、経験則的な話かと思いますが、独法でやっていればおそらくその職員はより公正にやるであろうという前提でお話しされていると思いますが、民間であっても、公共サービス改革法の下では、実施方針等できちんと定めましますし、契約だけでなく、法律上のさまざまな監督権限があります。日本はどちらかということ契約だけですと何となく危ないというふうに思うものですから、そういうことがないようにという形で、特に法律上、行政的な権限としてさまざまな監督権限まで与えて、その上で民間にやらせるということになるわけですね。そこで公正でないことをしないということは、今申したような形での担保はできるはずなのです。そういうふうに考えたときに、特に気になるのは登録の方の調査というか検査なのですが、官民競争入札にかけられないという理由について、再度お聞きしたいと思います。

小風課長 勿論御指摘のとおり、法律のシステム、公共サービス改革法なり、特定公共サービス改革法という仕組み自身がございますので、法律上どうかということと言われれば、確かに、今、言われたような公正さの法律上の監督権限というものを行使すれば可能であろうという御主張はもっともだと思いますが、肥料といたしましても、先ほど申しましたように農業生産を通じて食品として国民の健康に直接影響を及ぼすものがあり、特に先ほど申しましたような重金属が出たりとか、そういうことを考えれば、餌のことで、あるいは農薬のことで、日々通常業務、我々の消費・安全局の中でもかなり関心が高く、安全はどうなんだと、安全に対する国民の信頼性というものはどうなんだということを経々言われておりますし、批判もかなり受けておりますので、制度的には可能であるかもしれませんが、そのところは国民から、我々、特に農林水産省消費・安全局という立場から、そういうのがどこまでできるかというのはなかなか厳しいのが現実ではないか。制度的なことよりも、そういうことを申し上げれば、実態上の、事実上の問題であろうと受け取られるかもしれませんが、この農業、食品の生産工程から流通、消費段階までの

安全を確保していきたい、しなければならぬということからすれば、なかなかそのところは難しいのかな、消費者の信頼がどこまで得られるかなということをちょっと考えております。

小幡主査 なぜ独法がやれば絶対に安全であって、市場化テストに出せば安全にならないか、必ずそういうものなのかということについては、漠然とした国民の信頼というふうに言ってしまうと、それはイメージの問題であって、やるということになった場合には、おそらく国民に対しては、もう少しいろいろなPRの仕方が可能だろうと思いますが、初めからやらない気でいけば、それはPRのしようもないです。独法が今やっているのが食の安全上一番大事で、これが不可欠ですよと、勿論そのような話で言われると思いますが、その前提に立つとこれは民間にやらせるのはだめということになるのですが、それは行政ですから、あるやり方を選ぶと決まれば、どういう説明を国民に対してすれば一番納得が得られるかということでそれはお考えいただくしかないと思うのです。これは、処分である登録を行うに当たっての調査なのです。検査、調査というのは、確かに専門技術性はあるかもしれませんが、およそ肥料について専門技術的な知識を使って審査をするという、そういう内容ですよね。それは必ずしもこの独法だけしかできないということになりますか。

戸谷理事 済みません、ちょっと実態論的なことからすれば、今、おっしゃったような、肥料にしても、飼料にしても、食品にしても、一定の専門性、知識がないと、やはり検査自体が効率よく進まないということもあります。そういう意味での専門性というのは、やはり法人の今まで培ってきたものの中に蓄えられているわけで、そこは効率的に進めるために重要だと思えますが、それに加えて、ほかの、もしそういう専門性を持っているところがあるとすれば、そういうところは逆に、生産資材にしても食品にしても、それらの検査を業務でやっているようなところである可能性がある。そうすると、そこはある意味では、生産資材や食品の製造事業者はお客様の関係になるわけですね。顧客の申請してきたものを検査するという形になってしまうことについて、今、お話しございましたように法律上の担保がされているということは私どもも承知しておりますけれども、やはり食の安全とか安心につながるような話はかなり心理的な要素も含めて出てくる話でもありますので、国民の目から見るとそこはなかなか民間に任せるところは難しさがあるのかなというように思っているわけです。

阪本理事 済みません、あと一つ、関係の補足なんですけれども、私は農薬の方の担当なんですけれども、これは農薬とか肥料に関わる共通だというふうに理解しているんですけども、登録検査の部分につきましても、一度決めたら、そのまま同じものをずっとやっているということではなくて、やはり相手が化学物質であったり、新たに見つかるリスクのある物質ということなものですから、常に最新の知見を持って、判断の仕方についても常に考えながら進めていく。そういう意味では常に国と連携を保ちつつやっていくというのがどうしても不可欠で、それが今の独法の形であれば実施できているということにつ

いても御理解をいただきたいと思っています。

小幡主査 国の連携というのは、独法の場合は逆にある程度独立性を持って効率的にやっていたきたいということで初めから制度設計されたものなので、よくそういう御説明がされるのですが、余り結びつき過ぎていると本来の独法ではないように思います。逆に連携ということ言うならば、市場化テストでこのような連絡についても、迅速な連絡を実施方針の中で埋め込んでおけば、同様に連携を取れるということにはなるのです。ですから、おっしゃる意味はわかるりますが、連携ということ言うならば、別段、独法が本当によいかどうかという問題も生じてくるように思います。今、肥料の話だけしてしまいましたが、6ページの、農薬は仕組みはほぼ肥料と同じと考えてよろしいですか。

阪本理事 はい。登録のところの仕組み、それから立ち入りも、ほぼ同じというふうに御理解いただいて差し支えないと思います。

小幡主査 これは農薬取締法というので、同じですね。それで、やや違うのが飼料の方ですが、飼料安全法ですね、これは仕組みが違いますね。独法が直接検定合格証書をするということで理解してよろしいですか。

杉浦理事 飼料の場合には登録という仕組みはございませんで、特定飼料、あるいは特定飼料添加物については……

小幡主査 つまり、普通の飼料であればフリーだということなのですか。規制はかかっていない。

杉浦理事 規格基準というものは設定しておりますけれども、それに従って製造していただければ。

小幡主査 事前に登録などを求める必要がない、ということですか。その特定飼料というものについてだけ申請する、ということですか。

杉浦理事 検定を受ける必要があるということです。

小幡主査 これは、そうすると直接的に検定という、法律上の行為、いわば処分をこの独法がすると、そういうことになりますか、こちらの方は、仕組みが先ほどのと違いますね。立入検査の方は指示を受けてやるというところは同じですか。

杉浦理事 同じです。

小幡主査 仕組みとしては、これは公権力の行使ですが、先ほど申しあげましたように特定公共サービスで見れるわけですが、ただ、私が見たところ、やはり農水大臣の登録と、独法自身の登録、検定ですか、とは、若干法律上の仕組みが違いますね。先ほどの2つの方は、どちらかという、処分そのものではなくて、その調査を単にやらせているということになりますね、法律的には。

次に、食品の方は、ここもなかなかわかりにくいのですが、これは立入検査ですね。つまり、農林省として、やっている検査というのはどこでどのように始まるのですか。

戸谷理事 職員の表示の検査に関しては、まず私もセンターで市販品を買い上げて分析をすることによって、表示と中身が一致していない可能性があるかどうかをまず監視を

するということとか。

小幡主査 監視をする。

戸谷理事 ええ、そうですね。分析をすることによって監視をする。それから、そこにも書いてございますように、食品表示 110 番という形で、民間からの情報が上がってきたものなどを通じて情報収集をして、問題があるものについては、そこにもございますように、農林省にこれを報告をし、農林省からの指示を受けて、また検査等を実施をすると、そういう流れになります。

小幡主査 そうすると、情報収集も大きな業務になるわけですか。

戸谷理事 はい、そうです。食品というのは見ただけでは表示が正しいかどうかというのはなかなかわからないわけですよ。ですから、これを具体的に、科学的な手段を使って、8 ページの表の中に DNA とか無機元素の検査とか、いろいろ書いてございますけれども。

小幡主査 このごろはいろいろなところで、公益通報とか、あるいは国民生活センターでもこのような食品も受けているかもしれないので、いろいろな窓口がおそらくあります。あるいは自治体の窓口とかですね。直接ここのセンターを知って消費者から直に来るというのはどのぐらいありますか。かなりあるのですか。

戸谷理事 食品表示 110 番でいけば、年間数百件はございます。

小幡主査 ただ、ほかの、今、私が申し上げたような媒体からも入ってくるわけですね。それは別ですか。

戸谷理事 それはまた農林省を経由して入ってくるものも勿論ございます。

小幡主査 農水を経由ですか。

小幡課長 だから、いろいろなルートで来る。勿論直接農林省に来る場合もありますし、保健所経由で来る場合もありますし、県経由と、いろいろな形のものがあります。

小幡主査 消費者から直接こちらにというイメージがなかなかわからないのですが……

戸谷理事 消費者と書いてございますけれども、いわゆる食品事業者の内部関係者であったりすることも当然あるわけですね。そこは「消費者等」と書くべきだったかもしれませんが、そういうことも当然ございます。

小幡主査 これは入ってきた情報でいきなり自発的に検査をなさるのですか。

戸谷理事 例えばそういうものがあれば、その商品がちゃんと中身が正しいかどうかという情報があれば、それはその商品を買って、同じ商品を買って分析をしてみる、それによって問題があれば先ほどのように立入検査等につながっていくという形になりますね。

小幡主査 この監視業務自身というのは全体の中でどのぐらいの業務の割合になりますか。

戸谷理事 先ほどの牛ミンチの問題、ミートホープの問題などを含めて、表示の問題はすぐ社会問題化するような状況にあるわけですが、私どもは市販品の検査を通常やるということが、これは表示監視の大きなベースになっています。一番基礎といたらい

いでしょうか。その結果、先ほどのように問題が出てきたものについては立入検査等を通じて具体的な、現場に入ることによって、そこにございますような工程とか原材料とか、あるいはいろいろな帳簿の検査等を通じて、問題があればそれを確認をして行政処分になげると、そういうような流れになりますので、表示の監視業務というのは、そういう意味ではまさにこの一連の表示適正化のための基礎になる、ベースになるものというふうに御理解いただければと思います。

小幡主査 ただ、農水の方にさまざまなルート、アンテナから、保健所も含めて入ったものについて、農水の方から指示が来るわけですね。

戸谷理事 私どもで言えば、例えば年間6,000件以上の商品を購入して、それを検査しているんです。

小幡主査 それは農水の指示とは関係なくですか。

戸谷理事 農水の指示というよりも独法としてですね。ただ、どの程度のものをやるかというのは中期目標として定められています。

小幡主査 ここのセンターがやる監視というのは、実は、さまざまなルートがほかにもあると思いますので、どれほどの位置づけかという疑問があります。ほかの業務については非常に専門的というのは理解したのです。研究や、さまざまな検査手法を用いて専門レベルの高い検査をやるというのはわかるのですが、この情報収集の部分はさまざまとこるでできるように思われます。

戸谷理事 さまざまなところといっても、結局商品を見ただけでは、偽装されているかどうかというのはわからないわけです。例えば食品を見てですね。これを正しい表示がされているかどうかというのを分析という手段を講じてチェックをすると。

小幡主査 ただ、そちらも何か市販品を持ってきて検査するわけですね。そうしますと、どういう市販品を選ぶかということは。

戸谷理事 これは、例えば加工食品、何百というすごい数のアイテムがありますけれども、例えば加工食品の種類といえは100数十ぐらいあると思いますけれども、そういうものの中から対象物を選んでまいります。その場合に、例えば前の年の検査の状況などから違反の蓋然性が高そうなものは検査件数を増やすとか、そういうことをしながらやっていくという形で取り組んでいます。

小幡主査 さまざまな業務があるもので、細かいことをお聞きすることになったのですが、業務ごとにいろいろありそうですね。

内山専門委員 再度2点お伺いしたいんですが、基本的に民間だと信頼が得られない、独立行政法人として、国ともある種一体化しているからこそ信頼が得られるんだという御論旨なんですが、今まで民間がやっていないから国民がわからないというのがございませぬ。何と申しますか、需要が先か供給が先か、卵が先か鶏が先かみたいな話になってくると思うんですが、そもそも民間がやっていないからできないんだというのはちょっとおかしいのであって、ひょっとしたら、やらせてみたらできるかもしれない。更には、俗に「官

から民へ」などと言われてはいますが、民でも十分そういった公共サービスが提供できるんだというのが、今や全世界的なトレンドなわけですね。そのような中で、我が国においても官と民との関係は抜本的に転換を迫られている。その中で民間に実際やらせてみて、勿論それでひょっとしたらだめなのかもしれませんが、これでできれば、それだけ行政の効率化が進むわけで、ひいてはそれで国益、公益にも資するわけですから、そういう点から是非とも見直しをお願いしたいというのが一点です。

もう一点は、これは半分質問なんですけど、それぞれの事業についての人員がこの資料の3ページから4ページに書かれておりますが、肥料とか農薬、飼料が大体70人~80人、食品等については465人、これはもともとの法人の定員とも関係あると思うんですが、先ほど専門性ということをよくおっしゃっていたんですが、この70人というのは基本的にいわゆる研究官のような方なんでしょうか。

戸谷理事 いや、それぞれ行政職の人間です。技術職の職員。勿論管理部門は総務系の事務職の者もありますけれども、基本は行政職、いわゆる行(一)の技術職の人です。技官です。

内山専門委員 大体何割ぐらいが管理部門と考えればいいですか。例えば肥料のうちの70人であれば。

戸谷理事 全体で700人弱なんですけれども、管理部門が、いわゆる総務系の部門としては100名ちょっとですね。

内山専門委員 そうすると、それ以外の方は基本的には技官の方ということですか。その場合、何ていうのかな、技官の方の持っている専門性というのは、私は尊敬してはおりますが、ただ、本当にその技官の方しか持ち得ないものなのかどうか。つまり、民間にその専門性がないものかどうかということについて、もうちょっと突っ込んで伺いたいんです。民間の方の持たれている専門性、専門技術といったもの、実は民間にもある程度供用されているのではないかと、あるいはひょっとすると実は民間の方がより深い専門的な知識を持っている可能性もあるわけです。そういった点についてはどうなんですか。分野によっても違うのかもしれませんが。

戸谷理事 分野という意味では確かにそれぞれ違いがあるかもしれませんが。例えば食品でいうと、表示の基準の対象となるような食品だけでも80種類ぐらいあるんです。例えばベーコンとかハムとか、そういう意味の食品の種類。そういう100に近いような種類について、製造工程とか原材料などについての一定の知識を持ち合わせる、それから分析法に関しても当然それぞれいろいろな違いのある分析手法を使いますので、そういう知識を持たなければいけない。幅広いものを対象に持っていなければならないということです。それは肥料や餌についても、対象物は、例えば肥料なら硫酸アンモニウムだけだったらそれだけで簡単なんですけれども、汚泥肥料から化学肥料まで非常に多様です。そういう幅広いものに対して対応しなければいけないというところがあります。

民間でも勿論ないというふうには簡単には否定できないかもしれませんが、それはもっ

と専門性があって、専門性が狭いので対象が限られているというケースが多いのではないかと考えています。それは私どもの組織の中の業務を通じてそういうものをつくり上げているということと、それから検査の場合にも、例えば立入検査の場合でも、相手から何か問題があれば、そこで問題を引っ張り出して確認書みたいのを取ってくるというような、そういうところまで入ってくる。これは非常にある意味では捜査的な手段、手法についての知見、知識も必要になってくるというのが実態でございますので、技術力だけでいけばおっしゃるようなことかもしれませんが、同じようなレベルの知見を持つ民間機関が普通に存在していると言われると、なかなかそうではないなと考えているんです。

内山専門委員 実は、まさに市場化テストというのは本当に官がやるのが一番いいかどうかをテストするというところに主眼があるわけございまして、要するに官と民と競争して、結局やはり官の方が優れているということが証明できれば、それで我々としても全く異存はないわけです。ただ、その検証がなされていないのに官の方が優れているんだというふうに言われると、やはりちょっと我々としてもなかなか納得しがたいということがございます。本当に民間にそういった技術力がないのか。マネジメント的なところも含めて、本当に民間企業にないのか、そういったことをもう一度是非とも、より突っ込んで検討していただきたいと思います。

小幡主査 もう時間なので。今いろいろお話ししましたが、公権力の行使の部分については、申し上げましたように特定公共サービスとすれば障壁はないので、改めてお考えいただきたいと思います。

安全についても、例えば建築基準法上の建築確認は耐震偽装の問題がありましたが、初めは民間確認検査機関のみが悪いのかと考えていたら、建築主事も見過ごしていたのは同じという話ですので、安全性については感覚的な問題はあるのかもしれませんが、そうなったときは行政としては国民への説明の仕方はいかようにもできると思いますし、少なくとも法律的にはそういう仕組みになっておりますので、今、申し上げたようなところから再度検討いただきたいと思います。それから先ほどの食品の情報収集の辺りの業務も、さまざまところで重なり合っている部分もあると思いますので、やり方も含めて御検討いただけたらと思います。私どもとしては一応、官民競争入札にかけられるのではないかとということでそちらにお話ししているのです、そういった見地から再度、御検討いただきたいと思います。

戸谷理事 一点だけ、済みません。食品に関して言うと、先ほど言った分析検査をやっているのは私どもしかないというのが一つございます。

それから、法人としてのすべての部分に共通した実態論なんですけれども、やはり検査の内容とか対象とか検査方法とかいうのが常に一定していないところがあるわけですね。今回のミートホープの案件でもそうなんですけれども、それに応じて対象物、検査方法等、どんどん変えていかなければならない。そうすると、先ほど実施要項云々というお話ございましたが、具体的にそういうものをどういう形でつくるか、予定価格も問題になります

ね。そういうものをはじくような実務的なところは非常に難しくなるし、そのベースがどういうものなのかによっても、一旦決めたら、あとはまた随契、随契で見直しをしなければならなくなるということもあるので、その辺は実務的なところの難しさがあるというのを御理解いただければと思います。

小幡主査 そこら辺りは私どもの方で、事務局にもノウハウはございますので、市場化テストということになれば、いかようにもまた工夫が技術的にもできますので、そういったことでお考えいただければと思います。

それでは、少々時間超過いたしました。どうもありがとうございました。

((独) 農林水産消費安全技術センター関係者退室)

((独) 種苗管理センター関係者入室)

小幡主査 それでは、引き続きまして種苗管理センターの業務につきまして、農林水産省生産局種苗課、伊藤課長様より説明をお願いいたしたいと思います。時間といたしましては、農林水産省からの説明は 10 分程度でお願いいたしまして、その後 20 分から 30 分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤課長 よろしくお願いいたします。種苗課長の伊藤でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。ちょうど真ん中の辺りに種苗管理センターに関するものがございまして、その 1 ページからでございます。

まず、この官民競争入札という件でテーマを与えられておりますのは、品種登録に關します栽培試験に関するもの並びに種苗管理センターが行っております種苗の検査業務、この 2 点でございます。

まず最初に、品種登録に係る栽培試験についてでございますけれども、当方といたしましては、本件につきまして、なかなか官民競争入札を実施しがたいという考え方を現在持っております。

1 ページの「答」というところからございますけれども、まず、そもそも品種登録とは何かということがございますけれども、これは特許と同じように、植物の新品種につきましても、それを育成されました方が国に対してそれを申請し、そしてこれを育成者権とっておりますけれども、知的財産権として国がそれを権利として設定をするといったようなことが行われております。品種登録をされますと、実際の育成者の方々は、排他的な利用権ということで、当該の新品種を生産したり、あるいは譲渡を行ったり、更には輸出入といったものにつきまして排他的に利用権を持つということでありまして、極めて強い権利でございます。

今回テーマとなっております栽培試験でございますけれども、これはまさに品種登録を行うかどうか、これの審査の際に、そもそも審査の大前提といたしましてのデータとして栽培試験というものを行っております、これに基づきまして審査が認められるということでもありますので、まさに厳正かつ公平に行われる必要があるというものでございます。

9 ページ、10 ページのところに栽培試験の流れのようなものを書いてございます。10 ページのところで簡単に申しますと、栽培試験というものは、新しい品種が申請をされてまいりますと、当然今まである既存の品種、あるいは既に登録されている品種と比較をいたしまして、右上にあります区別性、既存の品種とどういう、重要なケースにおいて明確に区別できるということを審査する必要があるということです。

その審査のやり方といたしましては、標準品種、これは審査の際の物差しになる品種がありますが、特性が明らかになっている品種のもの、あるいは従来品種の中で極めて似ているような品種、これを対照品種と言っておりますけれども、その間で実際に栽培をいたしまして、その比較をいたしまして、実際に生態的な特性、大きさであるとか色とか形、あるいは生理的な特性、病害抵抗性等、これがどれだけ異なっているのかということをも定量的にも明らかにいたしまして、その結果をもってこの審査の際の区別性を明らかにするというものでございます。

先ほどの1 ページの字のところに戻っていただきまして、2 番にございますように、そもそも栽培試験といったものは、最も類似しました対照品種を選定し、同一条件の下で実態に栽培を行うといった相対比較調査でございますので、まさにその試験を行う実施の場所、あるいは試験条件でありますとか、そういったものが試験の精度に大きく影響するというところでございます。よって、極めて正確なデータを得るためには、極力同一主体が継続してこれを行う必要があるということでございます。仮にこの試験の実施主体がころころと変わるということでありまして、当然このデータの統一性を欠くことになるということで、科学的にこういった品種登録制度の根幹を揺るがしかねないという問題意識を持っております。

また、大きな3 番にございますけれども、現在そのような特許と同じように出願という行為があって、そして、今、申し上げました栽培試験等行って、審査、そして登録に至るわけではありますが、この出願から品種登録に至る期間を短縮することが行政的にも大きく求められております。実際に今年の民間開放規制改革会議の中でも、いわゆる審査期間を短縮するということが、現在大体2 年9 か月ほどかかっておりますけれども、あと2 年程度で2.5 年にするといったことをきちっと進めていきなさいというような規制改革会議からの宿題もいただいておりますが、実際栽培試験を行う必要がありまして、どうしても無制限にこれを短縮することは難しい。

そういったときに一つの切り札といたしまして、国際間における審査データの相互利用といった考え方がございまして、現在これに取り組んでおります。これは具体的には、海外で既に申請されて、それが栽培試験等が実施されて登録されているものにつきましては、日本で同じものが申請された場合にも、海外からの栽培試験のデータを海外から取り寄せることによりまして、日本における栽培試験を割愛することで大幅な審査期間の短縮化をねらっていくということでございます。

この際に、海外とのやりとりにおきましては、国や国に準ずる機関が実施していること

がデータの交換の大前提になっておりまして、こういった意味からも国際審査協力において、やはり国自身が、あるいは国に準ずる機関としての種苗管理センター自身がこれを行う必要があるということでございます。

また、これの前提でございますけれども、海外におきまして、この栽培試験を行っておりますものはすべてが国の直接の機関、あるいは独立行政法人のような国に準ずる機関でございます。中国、韓国、ドイツ、フランス、すべてがそうなっております。よって、日本のみがこの部分を委託、あるいは官民競争という形で外に出すことは、こういったような国際的な関係からも難しいということでございます。

4番になりますけれども、これも民間開放規制改革会議の中でも御議論いただいた点がありますけれども、ただ、そうは言いましても、裁判試験の中には幾つか実際に委託等によりまして外に出すことが可能なものも確かにございます。それは具体的には、栽培条件によりまして、形質の発現がだれが見ても明らかになるという非常にわかりやすいもの、あるいは既存品種との明確な区別性の判定が容易であるもの、あるいは栽培条件によってその発現が左右されにくいものといったことございまして、これにつきましては、公募による委託試験を実施しているところでございまして、実際に18年度は5種類20品目について公募をかけまして、手が挙がってまいりましたのが4事業者、4品目27品種が公募ということでこれをお願いしたということでございます。

よって、こういった方向は我々としましても進めていく方向ではありますけれども、ただ、そうは言いましても、これが可能な品目というものが条件的にも限られているということから、一体的な業務として市場化テストにかけるとするのは難しいと考えているところでございます。

続けてもう一点の方もよろしいでしょうか。それでは、次の3ページのところになりますが、農作物の種苗の検査業務でございます。これにつきましてもやはり同じような考え方で、我々としましてはなかなか市場化テストがしにくいのではないかと考えております。

「答」の1番になっておりますが、このセンターが行っております検査業務には大きく4つございます。まずは「種苗法」に基づくもの。それと「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「カルタヘナ法」と言っておりますが、これに基づくもの。それと「OECD種子品種証明制度」に基づくもの。それと「EU向け輸出野菜種子公的管理」に基づくものでございます。

このうち前者2つにつきましては、まずは種苗法の中で、具体的には14ページのところでございますけれども、種苗法の中では指定種苗制度というものを持っております。この指定種苗制度は、種子の流通が円滑かつ、きちっと品質をもって行われることによりまして農業生産の安定化を図るという趣旨でございます。これは種苗業者を登録させまして、その指定種苗、この場合は現在生産が行われております種子ほとんどがこれの対象になっておりますけれども、指定種苗についての表示の義務ということで、例えば発芽の率であるとか、あるいはそれがいつ袋詰めされたものであるとか等々についての表示の義務を課

している。

また、指定種苗の生産等に関する基準ということで、これは例えば病害虫に犯されていないであるとか、そういったような基準がございますけれども、そういったことの遵守の義務を法律上求めております。これがきちっと守られているかどうかということについて検査をするということで、次のページでございますけれども、農林水産省が現在種苗管理センターに大臣の方から指令書を出しまして、種苗管理センターが種苗業者の方から実際にその業者のところに立ち入りをしまして、その表示の検査、あるいは実際に一部については種を持ってきてまして、その下にございますような、発芽、あるいは純潔種子検査等々の検査を行うといったものでございます。そして、これに違反しましたものにつきましては過料等の罰則がかかるということでございます。

先ほどのページにお戻りいただきまして、3ページでございます。2の のところでございますが、違法行為を行っていると確認された場合には、販売禁止命令等の厳しい行政処分に直結するといったようなこととございまして、まさに公権力の行使という性格を有しているということが一つございます。

また、先ほど述べました各種の検査を行うに当たりましては、特殊な検査技術、あるいは検査施設を必要とするということでございまして、現在種苗管理センター以外の機関において、このような技術、あるいは検査施設を持っているところもございませんし、実際にこれを行っている業者もございません。

また、 のカルタヘナにつきましては、遺伝子組換え作物ということもございしますので、 に書きましてことと併せまして、更に民間主体が行うことについては国民の理解がなかなか得られにくいのではないかとございまして。

また、大きな3番でございますが、それ以外のO E C D、あるいはE U向きの検査でございますが、これは加盟国との間におきまして、政府又は政府が指定した公的機関が実施すること、これが国際約束となっております。よって民間主体が実施することは不可能でございますので、仮に例えば日本の種苗会社がE Uに輸出する際には公的機関の証明が必要なわけでありまして、このためには種苗管理センター自身が検査を行った証書が必要になるという制度になってございます。

また、O E C Dの場合もそうでありますけれども、I S T Aとっておりますが、国際種子協会が認めました技術力を持った機関が行うことになってございまして、このI S T Aの検定、承認を受けました機関といたしましては、遺伝子伝染病まで含む検査技術を持ったところは種苗管理センターのみに限られているわけでありまして。

そういうようなことから、この業務につきましても種苗管理センターが引き続き行っていくことがやはり必要であるということで、官民競争入札にはなじまないのではないかと考えている次第でございます。以上、簡単でございますが。

小幡主査 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明のありました事項についての質疑を行いたいと思います。2時45分ぐらいまでを考えております。

では、私から先にお聞きします。なかなかわかりにくい業務なので、まず品種登録、これは法律は何法に基づくのですか。

伊藤課長 種苗法という法律です。

小幡主査 これは図で書いてあるのは、9ページがそうですかね。

伊藤課長 いえ、9ページは法律ではないんです。

小幡主査 これで説明いただいてもよろしいのですが、種苗法に基づいて、新種というか、つまり特許のようなものですね。

伊藤課長 そうです。

小幡主査 これは、まず農林水産省に申請する。

伊藤課長 農林水産省に申請が、育成者の方、つまり新種をつくられた方から、企業とかがございます。それから農林水産省にございます。農林水産省はそれを審査するわけにありますけれども、種苗法の中に「栽培試験を行う際には、これを種苗管理センターに行わせることができる」と書いております。当然農林水産省自身で栽培試験を行うということも想定はしておりますけれども、種苗管理センターに行わせることができるというふうにしております。

小幡主査 種苗管理センターは、栽培試験を行った後は、報告する。

伊藤課長 その結果を農林水産省に報告いたします。そして、農林水産省の中に審査官という者がおります。この人間がいわゆる行政的な意味では直接審査を行って、審査の結果を出すということでもあります。

小幡主査 そうしますと、直接的には特許の申請者に対して、表に立っている処分というのは農林水産省御自身がなされると、そういう格好になりますね。そうすると、審査官が具体的に特許を出すかどうかを決めるときの栽培試験をこのセンターにやらせると、そういうことですね。

先ほどからほかのところでも公権力の行使というなお話がありましたが、まず第1の前提としましては、従来、公権力の行使というのは法律上授權された行政が行うのが普通でありますけれども、公共サービス改革法では、公権力の行使に関わらない普通のサービスの官民競争入札と、それからもう一つ、特定公共サービスということで、公権力の行使自身を授權されているのは行政や独法であるにもかかわらず、それを官民競争入札にかけられることができるということの特定公共サービスに関する規定がありますので、したがって、公共サービス改革法の仕組みを使うと、公権力の行使であるということは、官民競争入札にかけられない理由にはそもそもならないということに、法律の仕組み上、なりますので、まずそのことをお話ししておきたいと思います。

それで、今の栽培試験というのは、1つについてどのぐらいの期間がかかるのですか。

伊藤課長 これは作物によって異なっておりますが、平均的には今2.9年間かかっております。申請を受けてから登録をするまでですね。これを極力短くするというのが、先ほど申しましたように規制改革開放会議からも言われておりますし、これは閣議決定になっ

ております。

小幡主査 そうですね。特許の申請者からしても3年かかるとなるとちょっとね。

伊藤課長 そうですね。ただ、特許と基本的に違いますのは、栽培試験ということで、植物ですので、実際に1年間かけまして栽培してみなくてはいけない。かつ申請が上がってくるのも、ちょうど種をまくいい時期に上がってくれば別ですけども、例えば夏ぐらいいにきてしまいますと半年以上待ってはいけませんということもろもろございまして、どうしても短くする限度はございますけれども、少なくとも国際的に最も早いのを見えていますと大体2年から3年の間ですので、2.5年までは目標として掲げられるのではないかと、今2.5年というのを掲げております。規制改革会議の方もその点が更に短くできないのかという御議論はありましたが、まずは2.5年を目指してということです。

小幡主査 実は普通の特許の方でも、今、さまざまに期間短縮という観点から、民間に出せるものは出すという形で行われています。特許の件数はどんどん増えていますので、それに対応するのに人員は増やせないということで、民間にゆだねるといのが進みつつあるのです。特許の世界では。

では、こちらの方ですけども、そうすると農林水産省本省が判断するための資料づくりをセンターにゆだねていると、そういうことですね。

伊藤課長 もともとは、実はこの種苗管理センター自身も農林水産省の中の種苗課分室というところがありまして、そもそも特許と同じように役所の中ですべて一貫して行っていたわけでありまして、これを独立行政法人ということで、そこが分かれて外に出て行ったという形になっております。ましてこの栽培試験というのは、いわゆる権利として、申請として与えるかどうかという根幹を成す部分でありますので、このデータいかんでは、まさにそれが左右されるということですので、きちっとした公的な機関で公正・中立に行う必要があるということでもあります。

小幡主査 公正・中立ということですが、官民競争入札等でやると公正さが損なわれるということになりますか。

伊藤課長 まあ、それもありますし、あとは科学的にも、例えばバラですと、実はバラだけでも1,000数百の新品種が登録されています。そういったものが、あるときはAという方、あるときはBという方という形でぼんぼん変わっていく、あるいは場所も変わっていくといったような栽培試験のやり方ではやはりだめであって、一つの機関、一つの機関に所属した職員の方々がきちっと、バラについてのいろいろなデータなり知見を有した方々が栽培を行って、比較をしてみて、そしてデータとしてまとめる必要があると考えております。

小幡主査 一つの機関がとおっしゃいますけれども、当然職員の方は複数いらっしゃるわけでしょうから、栽培試験の結果、認めるかどうかというのは、基準とかはお持ちですよ。

伊藤課長 基準は農林省の中に、これは品目ごととなりますので、約 500 以上の基準があります。

小幡主査 そうですね。それが公正な判断をする一つの根拠になります。そうなりますと、民間にこれをゆだねた場合に、その基準は当然あるわけですね。あとは、何か不公正なことをしてもらっては困るというのは当然でございますけれども、それは法律的な仕組みとして当然公正にやらなければいけないということになります。普通の民間委託の場合は契約でこういうことをすると契約違反になるという形の縛りだけかけているのが通例ですが、公共サービス改革法の場合は法律上の監督権限を更にプラスしていますので、契約だけではなかなか心配だという方が多いものですから、まさに公権力の行使としての権限を行使できるという形にしております。ですから、公正さについては、そこは担保するような仕組みができていて、みなし公務員にもなっているというのが公共サービス改革法ですから、一人の人が、一人の職員と言いましても、理由にならないと思いますが……

伊藤課長 一つの機関が継続的に行うことが必要であると、これは科学的な話に尽きてしまうと思います。といいますのは、残念ながら工業製品と違いますので、そういう意味では先ほど申しました基準というのは、例えば特定の、バラでもいいんですけども、バラについて審査をする際に、どういったような項目、簡単には花の色であるとか、花の大きさであるとか、丈であるとか、どこを見ればいいのかといったものを細かく書いてあります。これは 50 とか 100 とか、そういう項目が書いてある。ただ、これだけでははっきりしておりません。というのは、どういう場所で、どういうふうにつくられたのかということです。例えば同じ品種であったとしても、ある年は気候が日照時間が少ない、気温が低い等々があれば、当然その生育といったものが違ってまいります。

小幡主査 それはそちらの独法でやっても同じですね。

伊藤課長 よって、それを合わせるために、物差しとしての標準品種というのを持っております。標準品種があって、標準品種自身が例えば今年は日照時間が少ないということでちょっと悪ければ、その物差し自身を下げて、ほかのものを合わせる。ただ、その物差し自身がどういうふうに動いたのかということについては、これはやはり種苗管理センターの今までのデータの蓄積がありまして、例えば標準偏差的にその温度が違えば、どれだけの花の数が減った増えたというのを調べるであるとか、ある種経験的なところで、標準偏差までは使わないにしても、標準的な品種がどういうふうに変ったのかということに伴って、その対照品種も見えていく必要があるといったことを小まめに行っているというのが実態であります。

内山専門委員 ただ、その点につきまして、やはりデータは客観化されるわけですね。その客観化されたデータを引き継ぐという可能性はあると思います。そもそもこの市場化テストは単年度契約ではなくて複数年契約が可能ですので、ある程度の長期で入札にすることはできます。更に、仮に一つの栽培試験、3 年かかる栽培試験をやっている途中で事業者が代わったとしても、そのデータを引き継ぐことは十分可能なんではないでしょう

か。

伊藤課長 長期的に、まさに10年、20年の単位で、経験をデータベース化して、それできちっと押さえられるという状況になれば、確かにおっしゃるような道が開けてくるかもしれませんが、現在の段階ではそれぞれの担当の品目について経験を蓄積しながら、まさに新しい品種がどんどん出てきますので、新しい品種に対応して経験を蓄積して、それでやっているというのが現状でありまして、なかなかすぐにそれが文書化、あるいはデータベース化されていて、引き継げばだれでもできる、あるいはある程度の技術を持った方ができるという状態にはなっておりません。

内山専門委員 済みません、今、組織図を見させていただいているんですが、八岳農場とか西日本農場とかありますが、それぞれ品種ごとに、この品種だったら八岳と、そういうように決まっていらっしゃるわけですか。

丸山理事 植物であれば、八岳農場というのは標高1,300ぐらいあるわけですが、要は夏は割と冷涼な地域なんですね。これを温かい、温暖なところで作ったら、品種の発現状況は全然違ってしまいうんですね。やはり植物ですから。土壌条件にもありますし、気象、それから日照時間。八岳というのは夏場が冷涼な部分ですから、そういう部分に向いているような植物を八岳では集中的にやる。

あとは、西日本農場というのは、要は今の栽培試験の中核的な農場としてセンターの中では位置づけておりますけれども、これは瀬戸内の沿岸地域にありますから、温暖な地域です。そういうところで作る部分についてはそこだということです。

それぞれのところで、要は土壌も変わる可能性がある、日照時間も変わる可能性がある、更に温度も変わる可能性があるというところが、それぞれの、機械みたいな形の絶対比較という形では決してないわけですから、環境条件とか、非常に不安定な部分が発現に最終的に影響するわけですから、一定の条件のところですとされていくと、何が変わったのかというものが明らかになる。例えば今年は温度が変わった。土壌も変わった、温度も変わった、日照も変わりました、そのときに果たして相対比較のデータをどう引き継いでいけばいいのかというのは、勿論科学的論拠がなくなってしまう。ですから、要は植物の栽培条件というものが最終的な表現系として、花の色とか形、草丈である、そういうところにあらわれてくるというところにしっかりとデータの統一性を持たせた形でやっているというのが、日本もそうですし、海外においても同じような質の中でこれをやって、しっかりと権利付与をしていこうということです。

内山専門委員 そうすると、海外とのデータの相互利用みたいなことを考えると、やはり客観化、統一化が必要なわけけれども、そうするとますますデータの引き継ぎが可能なのではないかと思うんです。

もう一点伺いたかったのは、基本的に一つの植物を一人の方が張りついてやっているんですか。つまり、人が人事異動で変わるということはないんですか。

伊藤課長 チームとして行っております。

丸山理事 人で行う場合と、あとその場所、環境条件ですね、当然ながら。

小幡主査 栽培試験実施点数 703 点、うち委託は 29 点となっているのは。

伊藤課長 ええ、これが先ほど申しました、今、御指摘のように、すべてのものについては出せないのかということ、そうではありません。これは既に規制改革会議で御議論いただいておりますけれども、いわゆる栽培条件によって、ほとんど依存しないで、だれがやっても大体同じように栽培ができるようなものであるとか、あるいは新品種が来たとしても、色が明らかに異なっていて、わかりやすいような品種というものが幾つかございます。そういったものにつきましては、これは外の方の力をかりた方がいいだろうということで委託しています。

小幡主査 703 というのはどういうことですか。これは地点だから、農場とかいうところで何個もやるのを、それを数えているのか。

伊藤課長 品種ということですよ。出願が 703 あって、それについて。

小幡主査 出願数ね。それをまとめてどこか、八岳でやったりするということですか。

丸山理事 植物の種類がありますから、その植物の種類に向けた部分は、寒冷地に向けた部分は八岳とか、それぞれのところの環境で。

小幡主査 自分のところでやらないのが 29 点あると、そういう意味でしょうか。

伊藤課長 それはそこからお願いして出しているということですよ。

小幡主査 今、内山先生のおっしゃったようなことを私も思うのですが、要するに出願する立場からすると、自分の申請が特許がもらえるかどうかということについて、どういふものであればもらえるかというのは非常に大事ですね。そこは、ですから、先ほど言われたように客観的なデータ、客観性があるものでないとなかなか納得ができない。たまたまずっと独法の職員が見ているから、これは公正ですよと言われても、そうではなくて、むしろ、このようなマニュアルがあって、たまたまこの年は非常に寒かったです、だからこうですということについて、証拠といいますか、きちんとしたデータ、科学とおっしゃいましたよね、それに裏付けられたものがあれば納得できるわけです。そうであると、逆に言うと、だれがやっても同じではないか、だれがやってもという意味は、適当にというわけではなくて、公共サービス改革法のようなものでやりますと、やり方も含めて、実施方針ということで、きちんと、業務をこのようにやらなければいけないと客観化されます。このように客観化された業務が提示されますので、それは透明性という観点からすると、この出願の実務について、どのくらい客観的にされているか、私は全然存じませんが、むしろよいメリットが出てくると思います。

伊藤課長 申請者の立場からすると、まさにおっしゃられたようなことが将来的にきちんと、いろんな細かいことについてまで客観的に明らかになるということが求められると思います。ただ、現状におきましては、工業製品、特許とは異なっておりますので、どうしても経験に頼るような部分があります。

小幡主査 工業製品とは違うと言われても、出願者の側からすれば、それで 2 年も 3 年

も待たされるわけですから。

伊藤課長 よって公的な機関がやるということが必要であります。このような制度を持っておりますのは世界 64 か国ございますけれども、いずれの国においても栽培試験も含めて国、あるいは国の機関が実施をしております。それはきちっと、将来的にわたってそういった人工知能、データベース的に、まさにだれがやってもできるという状態になれば別ですけれども、そうではない状況においては、ある程度の蓄積、あるいは技術を持った国の機関がそれを認めるという制度。これは特許もやはり同じでありまして、特許は審査官が責任を持ってそれを特許として認める。ただ、それについて疑義がある場合には、その次の段階であるところのいわゆる続審査なりということに訴えるという道もあるわけでありまして。

小幡主査 種苗管理センターが何もしなくなるということを私は申し上げているわけではなくて、あるいはそもそも農水本省の方で結果は出されるわけだから、国、あるいは国に準ずる機関がやっているという状況は変わらないと思うのです。現に今でもほんの少しかもしれませんが、民間に委託なさっている部分はあるのですね、栽培試験も。

伊藤課長 民間も、大学等であります。

小幡主査 ええ、結構ですけれども。諸外国の例をおっしゃるのですが、国に準ずる機関がこういうものについてはやっているというのは確かにそうだろうと思いますが、その具体的なやり方についてはどうでしょうか。例えば民間の大学を使う、あるいは民間の研究所を使うとか、恐らく、本体のところ、責任を持つところ、あるいはやり方は全部決めていても、ここから先の部分は民間に出すというような実施をしているところは、あるのではないのでしょうか。国、あるいは国に準ずる機関だということは間違いのないと思いますが、それぞれの国によって、ここも少し出しているぐらいですから、いろいろバリエーションは恐らくあると思います。

伊藤課長 アメリカは実は特許に近い制度に基づいておりますのでちょっとやり方が違いますが、それ以外の国につきましては、このように民間的なところに出しているというのは日本が一番進んでおります。

小幡主査 アメリカは違っていると。

伊藤課長 アメリカはむしろ申請者の方がデータを付けてきて、それを審査する。つまりアメリカは訴訟型の社会でありますので、何か問題があってから、あとは裁判の場で片づけましょうという形になっておりまして、入り口は非常に低くなっていて、後で問題が発生したときになると。

あと、もう一点だけ付け加えさせていただきますと、当然ほかの申請者になる可能性のある方々に栽培試験をお願いすることはできません。よって、こういったような栽培試験の技術というか、ポテンシャル的には種苗会社は自ら新品種の育成をしておりますので、それはあるかと思います。ただ、ここには、今、言いましたように、まさかテストを受ける社が同じように試験官になるわけにもいきませんので、そういう意味では委託すること

はできないということで除外いたしますと、どうしても出てきますのは大学であるとか、地方の自治体、地方の自治体の中でもまた自らの品種を申請しないような地方の自治体の研究所ということで、極めて限られてまいります。そういう意味では、官民競争入札をしたとしても、手を挙げてくる社が極めて限定的に限られるということで、先ほど言いましたような形での委託ぐらいが限度かなと考えているところです。

丸山理事 技術的な面で言いますと、栽培条件というものが同じところでしっかりと統一してやられているかどうかというのは非常に各国も気にしていますし、我々も気にしている。植物は工業製品ではない、環境条件、環境といっても、気温、土壌、いろんなものが、輻輳的なものが発現して、それで品種の特性が出てくるわけですから、そういうものをなるべく不安定なものを除いた形でのソグアイ試験という形が初めて、それが各国での共通的な形の考え方で、データの正確性、整合性が出てくる。ですから、ばらばら委託に出すとか、分散をさせるという部分は、その品種について、余り特性の、環境条件による影響が割と少ないものにどうしても限られるということです。それが現在 29 という形で委託に出している分、特に公募で出している分かなと思います。

小幡主査 わかりました。そろそろ時間になりましたので。国際というのはわかりますが、そもそもアメリカのようなところがありますので。将来的にとおっしゃいましたが、やはりなるべく客観的な形で透明性を確保していくというのはこれから、普通の特許も含めて必要かと思えます。幾ら生物といたしましても、できるだけ客観的にというのは時代の趨勢だと思いますので、本来はそういう方向で考えたときに、本当に民間に出せないかということについては、再度御検討いただきたいと思えます。

伊藤課長 我々は民間には出しております。ただ、一体として、大きく業務として出すということは難しいと申し上げているだけです。

小幡主査 ですから、一体といたしましても、一体にはいろいろありうるもので、ただ、ばらばらに出すというのは困ると言っている趣旨で、その品種ごとに、例えば場所としての農場をある程度限定した形で、そこでやる栽培とか、さまざまな工夫の仕方があるかもしれませんが、せっかくヒアリングにいらしたんですから、我々の方で公共サービス改革法の仕組みもお話ししましたので、再度、もう一度御検討いただければと思えます。先ほど申しましたように、できるだけ業務を客観化して、民間でもやってもらうように示すというのが官民競争入札の基本ですから、それができるものについては、できるだけやった方が出願者に対しても私はメリットがあると思えますので、そういった観点も加味してお考えいただければと思えます。センターのやっていらっしゃる業務丸々全部というふうに申し上げているわけではないので。

伊藤課長 ただ、官民競争入札を今この場で今後導入したからといって透明性が高まるかということになりますと、これはやはり同じでありまして、現在できる技術的なこと、あるいは基準とか、そういう構成ということを考えますと、当然これは我々としても透明性は高めていくという努力はしてまいりますけれども、では官民競争入札にしたからとい

って透明性がすぐに高まるかということ、それとこれはちょっと次元が違う問題のように私は思います。

小幡主査 いえ、官民競争入札に出すということになると、より詳細に、どういうふうにやらなければいけないかということを書かなければいけなくなります。もう既に透明化の努力はしていらっしゃるからという意味でおっしゃったのですか。今もできる限りのことはしていると。

伊藤課長 そうです。

小幡主査 そうであれば、その基準でできないかということも含めてちょっとお考えいただければと思います。

伊藤課長 そうですね、そこは考えさせていただきます。

内山専門委員 外国との関係について一点だけ質問です。いままでの質疑は主に品種登録の方に関わる栽培試験が中心だったんですが、種苗検査とこの点についての書きぶりが違ってまして、栽培試験については、「栽培試験は海外においても国や国に準ずる機関が実施しており」と書かれているんですが、種苗検査については、「国際約束上定められている」と書かれています。栽培試験についてはデ・ファクトに、事実上みんなやっているということであって、別にそれは国際約束で国がやらなければいけないと決まっているわけではないということですね。

丸山理事 UPOVという国際条約に基づいた形で、各国がそれを批准して、今、世界64か国ございますけれども、当然先進国を含めてですけれども、そういうところでは、そういうUPOVという大きな枠組みの中で、その中で全部やっているということです。

内山専門委員 国がやらなくてはいけないというふうに条約に書かれているんですか。ILOの件もちょっと問題になりましたけれども、栽培試験について、そういうふうに書かれているわけですね。

伊藤課長 条約には明示されてはおりません。

浅沼審査室長 当局という言い方。国が法律を定めたり、そういった業務をやる当局として、「当局」という言い方で規定されております。

小幡主査 大体、条約の場合、なかなか難しいですね。オーガニゼーションが何を指すかなど、国にもよりますから。

伊藤課長 「当局」と書いてありますので、では当局がだれかにお願いすることまで禁じているかということ、はっきり言って条約上はそこまで書いてありません。ただ、先ほどちょっと言いました国際的なデータの交換ですね、これはもう明らかに向こうの国、あるいは国に準ずる機関となっていますので、そういうものしか認めないと言われております。例えば日本とEUの関係、これはもう既に結んでおります。あるいは日本とベトナム、日本と韓国と、これは順次結ぼうとしておりますが、これはいずれも相手の国はみんないわゆる独立行政法人みたいなところでやっておりまして、そこは日本にも求めております。

内山専門委員 責任主体はそういった国ないしは準ずる機関でしょうけれども、そのデ

ータは実際民間に委託してやっている可能性もあるのではないですか。

伊藤課長 済みません、その審査協力の中は、データの交換も含んでおります。審査データの交換においては、種苗管理センターと向こうの、例えば韓国の種子管理場であるとか、そういうところの関係になっております。

内山専門委員 勿論、要するに交換する責任主体はそうでしょうけれども、例えば韓国なりイギリスなりの国の機関が実は民間に委託している可能性もある。そういう事例は全くないんですか。

伊藤課長 そういう事例を、私は少なくとも承知しておりません。日本が一番進んでいるというのが実情だと思います。

小幡主査 国際的な約束の場合、勿論出てくるのは国、あるいはこのセンターだと思いますので、具体的な、要するにそのデータを集めるなど、実際手足となってやるところとして、民間等に頼む場合もあるだろうということです。責任として出てくる場所は国、あるいはそれに準ずる機関でよろしいと思うのです。そこまで言っているわけではございません。

それでは、再度また是非御検討いただきたいと思います。本日はありがとうございました。

((独) 種苗管理センター関係者退室)

小幡主査 5分休みましょうか。それでは、55分開始ということで。

(休 憩)

((独) 家畜改良センター関係者入室)

小幡主査 それでは、ただいまから家畜改良センターの業務に関しまして、農林水産省生産局畜産部畜産振興課、釘田課長より御説明をお願いいたしたいと思います。農林水産省からの御説明は10分程度といたしまして、その後30分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

釘田課長 それでは、農水省の畜産部畜産振興課長の釘田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。家畜改良センターの業務全体につきましては、ちょっと順番が違つかもしれませんが、5ページをごらんいただけますでしょうか。家畜改良センターの業務の内容と、その特徴を5つにまとめて書いてございます。家畜及び飼料作物に関する業務を、非常に多様な業務をやっておりますけれども、それを大きく区分いたしますと、この7つになろうかと思えます。

この中で、本日は2番目と3番目、種畜検査、種苗検査に関して、いわゆる市場化テストの対象とならないかという御議論だと承知しております。私どもとしましては、実はこの中で7番目にありますけれども、研修・指導、この業務につきましては、本省に研修施設を持っておりまして、現在施設を直営しながら研修を行っておりますけれども、この部分につきましては、今回の基本方針を受けまして市場化テストの対象にしてはどうかと考

えているところでございます。

その一方で、2番目の種畜検査、3番目の種苗検査につきましては、これから御説明いたしますが、いずれも基本的には法律に基づいて、あるいは国際的な取り決めに基いて改良センターが行う事務事業とされておりますし、またその内容が非常に専門性の高い仕事です。一般の方といたしますか、普通の民間でできる仕事ではないというふうに認識しておりますので、現時点ではこれらを市場化テストの対象にするのは非常に困難だと考えているところでございます。

6ページにその4つの総括表がございます。順を追っていきますと、まず種畜検査でございますけれども、これにつきましては、すべての事業所に種畜検査員が配置されておまして、それらの職員が手分けをして全国にいる種畜、いわゆる雄の家畜の検査を行っております。年間で5,000頭強の頭数をやっているということで、この真ん中の「独法以外が行えない特殊事情」というところがございますけれども、基本的にこの種畜検査に合格した雄でない種畜として供用してはいけない、使ってはいけないという非常に強い権限がございます。

なぜこういうふうになっているかといいますと、この雄の家畜というのは家畜の改良上非常に重要でございます。1つは、広く使われますけれども、もしこの雄の家畜が病気を持っておますと全国に蔓延させて畜産業が大変甚大な被害を被ることになり得る。あと、もし遺伝的な病気を持っておますと、それがまた後代に引き継がれて、これも非常に大きな悪影響をもたらす。更には受胎率が低いといった問題もたまにあるんですけれども、そういったことも畜産の生産性に大きな影響をもたらすということで、いずれにしても雄の家畜をちゃんとしたものを供給していくというのは、我が国の畜産業の健全な発展のために非常に重要なことであるということからやっております。

検査に不合格となりますと、使うことができなくなる、流通の制限がかかるということでございまして、それには行政不服審査法による不服申立てもできないといったような強制力がございます。そういったような関係もございまして、民間機関で行うことは不適當であって、官民競争入札の対象とすることはなじまないだろうと考えてございます。

その右の方に、この根拠といたしましては、家畜改良増殖法に基づいて改良センターが行うこととなっております。この業務の中で一部、外部資源の活用というのがございまして、これは都道府県が一部の検査事務を行っております。この詳しい中身につきましては、次のページからごらんいただきたいと思いますと思いますが、色刷りの別添資料1でございます。

家畜改良増殖法に基づく種畜検査といたしまして、目的のところには今申し上げたようなことが書いてあります。対象としては、我が国畜産の主要な部門であります牛と馬と豚、豚は家畜人工受精用に限りますけれども、これらにつきまして定期的に検査を行って、農林水産大臣の種畜証明書の交付を行う。右の方にそのサンプルが付けてございます。この検査の内容といたしまして、衛生検査と等級判定というのがございます。これの詳しい内容はまた更に次のページをごらんいただきたいと思います。8ページでございます。

大きく衛生検査と等級判定になりますが、衛生検査は、まず1つは現畜検査といいまして、家畜改良センターに配置されております検査員が全国の種畜を飼っている農家さん、あるいは公共的な施設、都道府県の施設などもございますけれども、そういったところに、現地に赴きまして、この種畜証明書・申請書との照合、家畜が申請された家畜そのものであるかということの照合を行った上で、証明書に該当する家畜であることをまず確認いたします。家畜の誤認があるといけませんので、まず現畜をきちんと確認する。これは一般の方には、例えば馬とか豚とかを確認するのは非常に難しいわけございまして、家畜の特徴をきちんと見分ける技術が必要でございます。牛につきましては、最近個体識別というのができておりますので、そちらで確認することもできます。

更に、検査の中身でございますが、3つございまして、伝染性疾患、遺伝性疾患、繁殖機能の障害、この3つの検査をそれぞれ行います。これは先ほど申し上げましたような病気なり遺伝病なり、あるいは受胎率に問題を引き起こすような障害、そういったことについて検査をしている。それぞれ現畜を確認して、外見上問題がないかどうかということも重要なポイントでございますが、そういった臨床所見のほかに、真ん中の欄にあります細密検査というのがございまして、これにつきましては都道府県に委託して実施しております。具体的には伝染性疾患に関するこれらの病気の細密検査、それから繁殖機能の障害に関する精液の検査といった内容になります。

最後に、等級判定というのがございまして、それぞれの種畜の遺伝的な能力、血統、能力、体型、これは基準が示されてございまして、そのどこに該当するかというのを確認した上でこの等級の判定を行いまして、これらの事項を先ほどの種畜証明書に記載した上で発行されることになります。

以上のような内容でございますが、次の9ページには実施手続が大まかに書いてございます。これは農林水産大臣から、まず種畜証明書交付事務委託がございまして、その上で種畜の飼養者から申請を受け、衛生検査の実施、これは家畜を実際に見る前にあらかじめ細密検査をやる必要がございまして、この細密検査は先ほど申し上げましたように都道府県に業務委託をしております。併せて現畜の検査を行い、合格した場合には種畜証明書の交付をした上で、最後に農林水産大臣への報告といったような大きな流れになってございます。

10ページ目でございますけれども、これらの種畜検査の業務を行うために1本所11牧場ですか、12のそれぞれの牧場に検査員が配置されてございまして、合計で118名となっております。それで先ほどの5,500頭余りの家畜の検査をやっていることになります。

以上が種畜検査でございます。

6ページの先ほどの総括表に戻っていただきますと、次に、種苗に関する検査が細かく3つに分かれてございまして、流通種苗の検査、カルタヘナの検査、3つ目がOEC Dの種子証明、この3つになっております。これらの事務につきましては、北から行きますと、十勝と長野と熊本の3つの牧場が担当していることになります。そこに11名の種苗検査員

が配置されているということでございまして、この3つの業務はそれぞれ根拠も異なりま
すし、内容も異なりますけれども、いずれにいたしましても、これらについても非常に専
門性の高い業務であり、また直ちにこれに取って代われるような民間がないということ、
あるいはこれについても強制力を持つ公権的な業務であるということでございまして、い
ずれも官民競争入札の対象とすることはなじまないと考えているところでございます。

具体的な内容につきましては、先ほどのパワーポイントの資料に戻っていただきまして、
11ページからになりますけれども、別添資料2、まず種苗法に基づく流通種苗の検査です。
これは先ほどの種苗管理センターの業務も共通する部分でございますけれども、いわゆる
種苗法に基づいて改良センターが大臣の指示を受けてやる業務となっております。その内
容は、市販されている飼料作物種苗について、農家がこれを利用する際に正確な情報が得
られるように表示の適正を確保するということになります。

具体的には、この大臣の指示を受けまして、あらかじめ指定された市販飼料につきまし
て、その販売している店頭で表示事項の検査を行い、更に必要な点数について集取した上
で表示内容検査を行います。その中身は表示検査と表示内容検査、それぞれ別ですけれど
も、この中に書いてあるような、いろいろ専門的な内容の検査を行うことになります。内
容は省略いたします。

次の12ページにその種苗検査の流れがございまして、これも大臣からの指示を受けて改
良センターの理事長から、先ほど申し上げました3つの担当牧場に通知が行きまして、そ
こから各種苗会社に対して表示検査を行い、更に集取した種苗の表示内容検査をそれぞ
れの牧場が行う。その際に何らかの問題点があった場合には改善指示をし、その改善報告
を出してもらうといったような一連の流れになっております。

カルタヘナ法に基づく検査につきましては、次の13ページにございます。これは遺伝子
組換え体の環境への悪影響を防止するためということで行われておりまして、これは種苗
管理センターやほかの機関が行われている検査と同じ趣旨でございますので、説明は省略
いたします。

最後に、OECD種子制度に基づく検査及び証明です。我が国の場合は、種子を増殖し
て畜産農家に配布するに当たりまして、海外での飼料作物種子の増殖を行っております。
その際に、その品種の特性とかが変わってしまう、あるいはほかのものが混ざってしまう
といったことを防ぐために、このOECDが定めました種子スキームに基づきまして、品
種の純度や異物混入状況を検査した上でそれを証明する。この業務をOECDの取り決め
ました種子スキーム、いわゆる国際協定に基づきまして、基本的には政府機関が行うわけ
ですけれども、従来から家畜改良センターが行っておりまして、独法化された後も改良セ
ンターをその実施機関として定めてやっているということでございます。その内容につき
ましては15ページにやや細かく書いてございますが、御説明は省略させていただきます。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、あと20分から25分程度、質疑の時間

といたしたいと思います。

最初に、一点、種畜検査について、不合格の場合の決定が「行政不服審査法による不服申立てができない強制力を伴う」とありますが、これはどういうことですか。私、行政不服審査法の改正に携わっていたので。

釘田課長 家畜改良増殖法上にそういうふうに明記されております。

小幡主査 訴訟はできるという形ですね、当然。

釘田課長 申立てができない。

小幡主査 訴訟もできないということはあり得ないので。行政不服審査法に不服申立てができないと書いてありますか。

釘田課長 はい。

小幡主査 そうですか。どういう趣旨か、おかしいですね。

釘田課長 恐らく、これは検査の趣旨、中身は3つほど大きくございましたけれども、特に一番産業に悪影響をもたらすのは病気の問題だろうと思います。伝染性疾病ですね。こういったものについては、検査結果について争っている間に病気が広まってしまうと非常に困るわけですね。そういうこともあって、検査結果についてはそういう不服の申立てを行うことができない強制力を与えているのではないかと思います。

小幡主査 しかし、不服申立てをしても執行停止がされなければ、急ぐものであれば流通することはないのです。ここで言っているもしようがないですが、違和感があったので、お聞きしたわけです。

それでは、法律の仕組みのことでお伺いしたいのですが、家畜改良増殖法で、9ページですが、条文が今、手元にないのでお伺いしたいのですが、この法律、家畜改良増殖法では、種畜検査の結果、合格、不合格と決定する権限をもつのは農林水産大臣なのでしょうか。何か証明書交付事務という言い方をしているのです。

釘田課長 実質的にはこの種畜検査員にその権限が与えられているということだろうと思います。合格、不合格ですね。

小幡主査 法律上は大臣ですか。

釘田課長 いえ、大臣の名において検査員が行うんだと思います。

小幡主査 そうですか。条文がないので、わからないのですが。しかし、種畜証明書交付事務委託と書いてあって、証明書交付というのは家畜改良センターなのですね。それはわかるのですが、それはあくまで証明書の交付ですね。一種の事実作用だと思うのです。そうすると、大臣決定ではありませんか。

釘田課長 法律上は、「家畜改良センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けている者でなければ種付け等の用に供することはできない」という書きぶりです。

小幡主査 わかりました。そうすると、一応農林水産大臣が証明をすることになっているということですね。

釘田課長 はい。

小幡主査 わかりました。いずれにせよ、行政不服審査法の話は、これができなくても訴訟はできますので、余り意味のある話ではないのです。訴訟までは封じられることはないので、急いで訴訟をする人は勿論訴えて構わないわけです。裁判を受ける権利は奪えないので、そういう意味での強制力はありませんから。

公権力の行使だからという御説明が先ほどございましたが、まず第1に申し上げておきたいのは、この公共サービス改革法というのは、公権力の行使と関係のない、普通のサービスの官民競争入札というのと、もう一つ非常に特徴的なのは、特定公共サービスといって、公権力の行使をするサービス業務についても、法律上、例えば国の大臣、あるいは独法ができるという授權規定があるとしても、それを公共サービス改革法で官民競争入札にかければ、民がそこで勝てば、民の方がその権限を行使できるというのが公共サービス改革法です。したがって、公権力の行使であるからというのは官民競争入札にかけられないという理由にはまずならないということです。勿論そのかわり、みなし公務員とか、守秘義務の規定はありますし、それから、契約だけでは心配だということで、監督権限が法定され、まさに処分としてさまざまな監督を行使できるような、かなり重い規定が入っております。ですから、公共サービス改革法でやれば公権力の行使であっても民間にゆだねられるということになります。

今、お伺いしたような、つまり証明ですね、要するに病気がない、病気とか繁殖上問題がないということの検査をこの独法が今なさっているということですが、こういうものはまさに一種の検査で、その検査のデータに基づいて公権力の行使をするということになりますから、これは官民競争入札にかけるのに別段障害がないというか、むしろ業務的には検査業務として適していると考えられますが、今の公権力の行使についての話はどのようにお考えでしょうか。

釘田課長 まず、こういった、例えば伝染病の検査ですとか、あるいは繁殖機能に関する検査、これを行える機関というのは現実には都道府県の試験場ですとか、あるいは家畜保健衛生所というところがあるんですが、そういった機関以外には、民間でそういうサービスを行っているところは少なくとも現状では余りないだろうと思います。

それから、検査結果と、あと現蓄と呼んでいますが、実際の家畜を確認しなければいけないわけですね。それについては家畜のいろんな特徴を書いた登録証明書みたいなものがあるって、それと現蓄を確認する、家畜に間違いがないという確認をいたしますが、こういったことについては一方で、検査技術というよりも家畜を見るいろんな知識がなければいけないということでありまして、その両方を兼ね備えた専門家というのは実はなかなかない。単純な検査技術であれば、そういう人材を養成すればということがあるかもしれませんが、現場の実際の家畜を見極めるといった能力も兼ね備えた方というのはなかなかいっしょらないんじゃないかと思います。

内山専門委員 済みません、今の点なんですが、現蓄の検査ですか、そうやって働いて

いるのは8名ということですね。定員8名と資料にあります。さらに「種畜検査員118名」とあるのはどういうことでしょうか。6ページの資料です。

釘田課長 検査の事務を行うのに、組織上は8名その事務に関わる人間がいるんですけども、実際にはほかの業務をやっている人間に、その人間の知識なり経験を考慮した上で種畜検査員に指名しているわけです。改良センターの理事長が指名して。

内山専門委員 それはこのセンターの職員の方ですか。

釘田課長 職員です。通常は家畜に係る別な業務を行っている職員です。

内山専門委員 具体的にはどういった業務をやっている方、いわゆる技官の方になるわけですか。

釘田課長 そうです。家畜改良センターはそれこそ牛、馬、メイン作業に至るまで、改良、増殖の業務を中心にやっておりますので、ふだんは家畜の生産なり遺伝的な改良、あるいは能力検定、そういった業務に携わっているわけです。

内山専門委員 そうした専門知識、専門技術というものがこのセンターにしかない理由というのが正直言っていまいちわからない。すなわち、そういった家畜の育成というのはさまざまな民間事業者がいると思うんですが、そういったところにも技術の点では同様のものがあるように思われるんですけども、センターでなくてはならない技術というのがあるのでしょうか。

釘田課長 例えば病気の検査を行うというのは、ここに定められている伝染性疾患の検査というのは、通常は家畜保健衛生所のような公的な機関しか行っていません。ですから、例えば試薬があれば獣医さんでもできるではないかという議論はあろうかと思いますが、そういったものを一部、部分的にはできるんだと思いますけれども、この種畜検査のためにやるというのは、ちょっと現実的には難しい面があるんじゃないか。あと、病気であれば獣医さん、あるいは精液の正常の検査というのは、普通これは獣医さんでもめったにやらない業務なんですね。ですから、現実的に考えれば都道府県の家畜保健衛生所なり畜産試験場といったような機関であれば、確かにそういったことをやれる職員は存在すると思います。しかし、純民間にはなかなかいないということになるんじゃないかと思います。全体、トータルとしてやれる人というのはなかなかいないんじゃないかと思います。

小幡主査 その検査は、不合格にされる場合は不服申立てができないとなればもっと困るでしょうけれども、不合格になれば、持ち主にしてみれば不利益なわけですから、当然検査の内容の基準は細かく決まっているわけですね。つまり、不合格か合格かの基準というのはしっかりしていないと困ります。

釘田課長 勿論そうです。

小幡主査 ということだと、余りやらないことだとしても、例えば獣医さんとか、民間の方でも、そういう知識があれば、基準がしっかりしていれば、この検査自身はできるわけですね。おそらく合格か不合格かは、紛れようがないわけでしょう。基準があって、これがあれば、不合格だということですね。そうすると、現蓄、どれかと特定するのが

難しいといっても、それも家畜に携わる仕事をしている方であればわかるのではないですか。

釘田課長 そうですね。例えば馬が何頭もいたときに、特定の馬と照合するというのはなかなか一般の方には難しいんですね。みんな同じように見えますから。それを見極めるためにはいろんな特徴の見方がございまして、そういった知識を持っていなければいけないんです。確かに馬の獣医さんであれば馬についてはわかりますよとか、豚の専門の獣医さんであれば豚についてはある程度わかるとか、いろいろあるんだと思いますが、そういったものをトータルとして、やはり日ごろ研修とかも改良センターの場合やっておりますので、家畜の見極め方、あるいは病気の知識とか、そういったことについて、この検査のために備えているというのは当然のことですが、今は改良センターしかないものですから、直ちにこれに代わり得る民間を見つけるのは非常に難しいと思います。同じ繰り返しで恐縮ですが。

内山専門委員 だから、その点についてはまさに、民間に事業者がいないとか、あるいは民間が行うと国民の理解が得られないといったことをおっしゃられていますけれども、先ほどのヒアリングでも申し上げた鶏と卵どちらが先かというところもございまして、そもそも民間がやる機会がないので育っていないという可能性もあるわけですね。確かに直ちにその受け皿となるのはなかなかないのかもしれませんが、ただ、こういった仕組みを導入することによって、逆に民間がそういうノウハウを身につけていって、それを受託できるような民間事業者が育つ、それによってますますこういった公的サービス全体の効率が図られる、こういったことの仕組みも是非とも考えていただきたい。そういった点では是非とももうちょっと突っ込んだ検討をいただきたいと考えております。

釘田課長 最初にお話ありましたが、種畜の利用を制限するというのは、これは基本的には個人の財産に対して制限を加えるわけですから、やはり第三者が公的な立場でやるのが最も適切なのだらうと思います。例えば民間企業、獣医さんなどもいらっしゃいますが、獣医さんというのは日ごろそういった家畜の診療をしながら商売をなさっているわけですね。そういう方にある日突然公的な権限を与えるから、あなたはこの種畜を検査しなさい、場合によっては不合格を付けなさいというのは、実態としては非常に難しい面が生じるのではないかなと思います。

小幡主査 冒頭に申し上げたことの繰り返しになりますが、今のお話は、衛生検査というところは、先ほどもお伺いしましたが、まさに私人に対して権利を制約するものですから、きちんとした基準を持って客観的になされるわけですね。つまり、本来はだれがやってもこの基準で合格・不合格を決定しなければいけないのです。そういう意味では紛れはないわけですね。

釘田課長 もうちょっと厳密に言いますと、細密検査というのはそういう意味では検査試薬とかがありまして、一定の方式で行えば結果が出ますので、これについては紛れる余地はないと思います。あと、現蓄の確認といいますのは、ここにありますように臨床所見

に基づいて判断する場合がございますので、例えば病気にかかっていないか、遺伝的な疾患がないか、あるいは繁殖機能上問題がないか、これは実際の生きている家畜を目の前に見て専門家が判断する部分があるわけです。ですから、これは紛れがないと言うにはちょっと。

小幡主査 それは勿論一般の方に頼むわけではあり得ないので、当然市場化テストをするにしても、出てくる民間で選ぶためには、その民間がこういうことについて十分な専門的知見があるというのが前提の上で選ばれるわけです。その資質がないものについては選べませんので、そういう意味での紛れと言っているわけではなくて、こういう基準をクリアしなければ不合格であるという形での基準はしっかり出せるわけですよね。そうであれば、私人に対して権利制限をするから公正なところでなければいけないというのは、今は確かにセンターがなさっているから、独法であるセンターでやれば公正になると経験則的に思われて、そう言われているのかと思います、それを言っていたら一切市場化テストはできませんので、市場化テスト、公共サービス改革法という法律の枠組みにおいて公正さを担保できるような仕組みをつくり上げているわけですから、それは国民に対して納得していただくような形で今度はPRをしなければいけないのです。法律上の仕組みとして、公正さを担保するように、先ほども申し上げましたがさまざまな監督権限もあれば、みなし公務員もあるという法律上の制度を用意したわけです。

そういう意味で言うと、たまたま検査をする人が独法であるということのみで、それ以外はすべて公正ではないという言い方はできないことになります。国民の感情とかおっしゃることについては、今はそういうスタンスで独法がやっているから、より公正ですよとおっしゃるのはよくわかりますが、今度市場化テストということになって民がやるということになったら、それは制度に則した形で、十分安心して公正にできるのだという説明をするべきでして、行政はむしろそういう責任を担うわけです。公正さが独法でないと担保できないという理由は、今回このヒアリングではもう根拠になり得ません。

受け皿の話ですけれども、先ほど内山委員が言われたように、何でも受け皿論というのはそうなのですが、今は需要がないからやっているところがすぐはないという状態であるということはおわかりますが、それは直ちにとということでもなくとも、予告期間があって、そういう方針でいくということに決めた後で、どういう形で市場化テストに出していくかというやり方については、技術的にいろいろ工夫のしようがあると思いますので、今までのノウハウもありますので、こちらの事務局も相談に乗れます。ですから、いきなり全てということではなく、順を追ってプロセスを踏んで開放していくという可能性もありますので、地域とか限定しながらということもあるかもしれませんし、それはいろいろな工夫の仕方があります。

したがって、今日お聞きしたところでは、私も内山委員も、こういう検査であれば市場化テストに業務的には当然出せるというように考えておりますので、再度お考えいただきたいと思います。公権力の行使のところであるとか、公正さのところでありますとか、

それは公共サービス改革法という制度を使うと障壁にはならないわけです。直ちに今日この場でということではないですけども、今日のヒアリングを踏まえて、是非前向きに御検討いただきたいと思います。

あとの種苗法の話は……

釘田課長 今回の検査の話について一言だけ繰り返し申し上げますが、畜産の世界というのは、日本の畜産業というのは今、縮小傾向にありまして、限られた人材、限られた産業でございまして、そういう世界でこういう知識を持った方はかなり限られているというのが実態だと思います。私もそういった畜産業を下支えするという意味で国の機関、あるいは都道府県の機関と協力しているいろいろな業務を行っておりまして、そういった意味では都道府県の機関と種畜検査も協力しながらやっておりますので、国と地方の関係という意味ではいろいろ我々も議論しなければいけないなと思っているんですが、直ちに民間にというのは、今、御指摘ありました、論理的には可能だろうというのは我々も頭の中ではわかるんですが、現実を見た場合には非常に難しいというのが、現場をいろいろ我々見ている中での実感でございますので、そこは検討せよということであれば引き続き検討はしたいと思いますけれども、かなり困難であるということを一言最後に申し上げさせていただきます。

小幡主査 引き続きそれは御検討いただきたいと思います。

先生、何かありますか、カルタヘナとか。前と同じですね。

内山専門委員 一点、補足ですけども、先ほどのヒアリングでも申し上げたのは、OECDの証明制度については公的機関が実施することが国際約束上定められているということですが、確かに普通、条約というのは国と国とのものですから、実際証明書の発行などについては公的機関がやることにはなっていると思うんです。ただ、条約も原文と日本語訳でまたちょっと微妙に違ったりするんでわからないんですが、当然明白に市場化テストを排除しているとはちょっと考えにくいです。責任主体、最終的に責任を持つのは勿論公的機関だと思うんですけども、実際の検査業務を民間にやらせるということを当然排除しているとは思えない。その点もちょっと御検討いただきたいと思います。

小幡主査 条約の書きぶりというのは、どこの国でも公的機関がやる、少なくともそういう形は取っていると思いますけれども、現状をどういうふうにしているかというのは恐らくバリエーションはあり得ると思いますので、必ずしも条約上の主体というのは決め手にはなりません。それについても御検討いただきたいと思います。

家畜というのは、大学でそういう学科は余りないですかね。

釘田課長 大学ですか。大学では、いわゆる畜産学部畜産学科か、あるいは農学部の中に畜産学科。だから、種畜検査をやっている方は獣医系か畜産系の職員の方がほとんどです。

廣川理事 大学は受け皿にならないだろうなと思っていて、先ほど出てきました現蓄検査、この馬を見て、どの馬とどういうふうに違うかで見分けるというような、そういう技

術を持っている人は恐らく大学にはほとんどいなくて、あり得るとすると獣医さんなんですけれども、獣医さんはほとんどが大きな仕組みに所属していることはなくて、ばらばらというらっしゃって、自営していて、かつ自ら精液を売るといふ販売もしているのです、そういう人たちが直ちに公的な執行しないといけないところに登場する、お願いできるというふうには考えられないなと思っています。

小幡主査 大学と申したのは、大学が受け皿になるという話ではなくて、潜在的にこういう専門的な教育を受けた方がどのぐらいいらっしゃるのかなと思ひまして、大学の学部学科というのはどういうところなのかとお伺いしたのです。それは潜在的というふうにも考えてもいいかもしれませんね。

それでは、大体時間になりましたので、よろしいですか。今日ヒアリングのやりとりで申し上げたことで、改めて前向きに御検討いただきたいと思ひます。本日はありがとうございました。

釘田課長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

((独) 家畜改良センター関係者退室)